

# 箕面市障害者グループホーム補助金の見直しについて

## 1. 箕面市障害者グループホーム補助金とは

### (1) 趣旨

障害者の地域生活支援として貴重な社会資源である市内グループホーム（以下「GH」という。）の整備促進を目的とする。

### (2) 補助金の種類

種 類		補 助 金 額 (1 GHあたり)	補 助 対 象	補 助 要 件
開設 補助	施設整備費補助 ※開設時の敷金及び改修費用補助	最大100万円/回	GHを運営する法人	ア.補助を受けようとする事業者のGHのすべてが箕面市内に所在すること イ.入居定員の3/4以上が箕面市民であること 等々
	設備整備費補助 ※開設時の備品の購入費用補助	最大40万円/回		
運営 補助	施設借上費補助 ※家賃の補助(入居者の負担軽減)	最大5万1千円/月		

## 2. 施設借上費補助金創設の経緯

### 【みのお'N'プラン(第1期)】より

「未設置の身体障害者市民を対象としたグループホームを設置するには物理的に配慮された住宅の確保が不可欠」としてグループホーム拡大のための対応策の1つとしてスタート。家賃補助の他は、「福祉型借上公共賃貸住宅制度の活用（事業者への啓発）」「開設費補助の拡大」など

参考：H7時点の設置数 知的6か所、精神2か所

※H8.2.23 グループホーム補助金開始

※公営住宅法の改正が予定されており、公営住宅でのグループホーム（以下「GH」という）運営が可能に。

H10.12に栗生間谷地区内に公営住宅（福祉型借上公共賃貸住宅）を利用したGHが新規開設されたことに伴い、民間住宅を利用しているGHとの家賃差額を解消する必要性が生じた。

※H10.12.1 施設借上費補助金開始（見直し財源充当事業は「箕面市心身障害者等福祉金」）

### 3. 制度の課題

- ①他市で運営する法人の本市への参入を敬遠してしまう。 ⇒補助対象が「市内にのみGHを設置する法人」のため。
- ②医療的ケア、スプリンクラー整備に対する支援の不足
- ③<借上費補助金のみ>一部の利用者の家賃負担のみが軽減される ⇒補助対象が「市内にのみGHを設置する法人」のため。  
(利用者1人当たりの軽減額：最大12,750円)

### 4. 見直しの経過

#### (1) R元年度見直しの内容

- ①施設借上費補助金 ※補助金廃止し、新たな整備促進策へ
- ・新規GHの整備促進（オーナー助成）
  - ・既存対象GHで家賃減額した大家への助成（R3～）
  - ・既存対象GHの利用者への負担軽減措置（R3～）



#### ※R2年度見直し延期後の状況

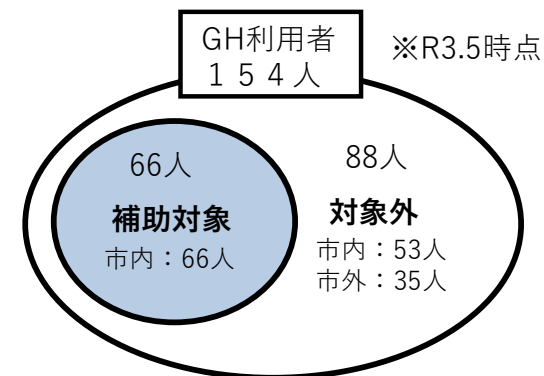
- R2年度末で廃止済
- R2年度で廃止済
- R3年度末まで延長

- ②開設補助（施設・設備整備補助金）の要件を見直し  
市外にGHを運営する法人であっても市内GH住居を開設する場合でも補助対象に  
「補助を受けようとする住居が箕面市内に所在すること」に改正

#### (2) R3年度再検討にあたっての利用者実態調査等の実施

- ①利用者生活実態調査（R3.1実施） (参考) R3.1時点（実態調査時）GH利用者 146人
- ②事業者アンケート（R3.1実施）

図：GH利用者の状況  
施設借上費補助対象GH入居者の状況

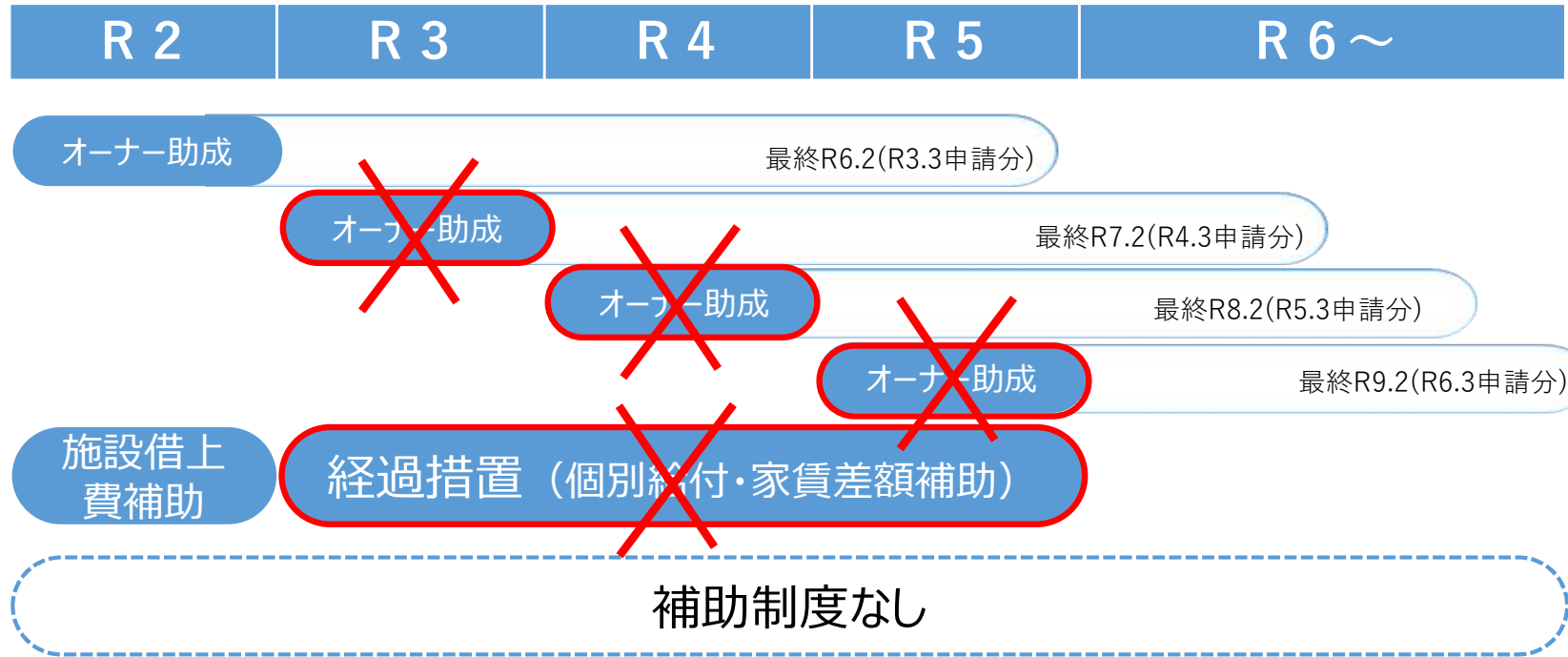


### R元年見直し時

R 2以降設置  
新設GH

R 1以前設置  
施設借上費補助対象GH

R 1以前設置  
施設借上費補助対象外GH

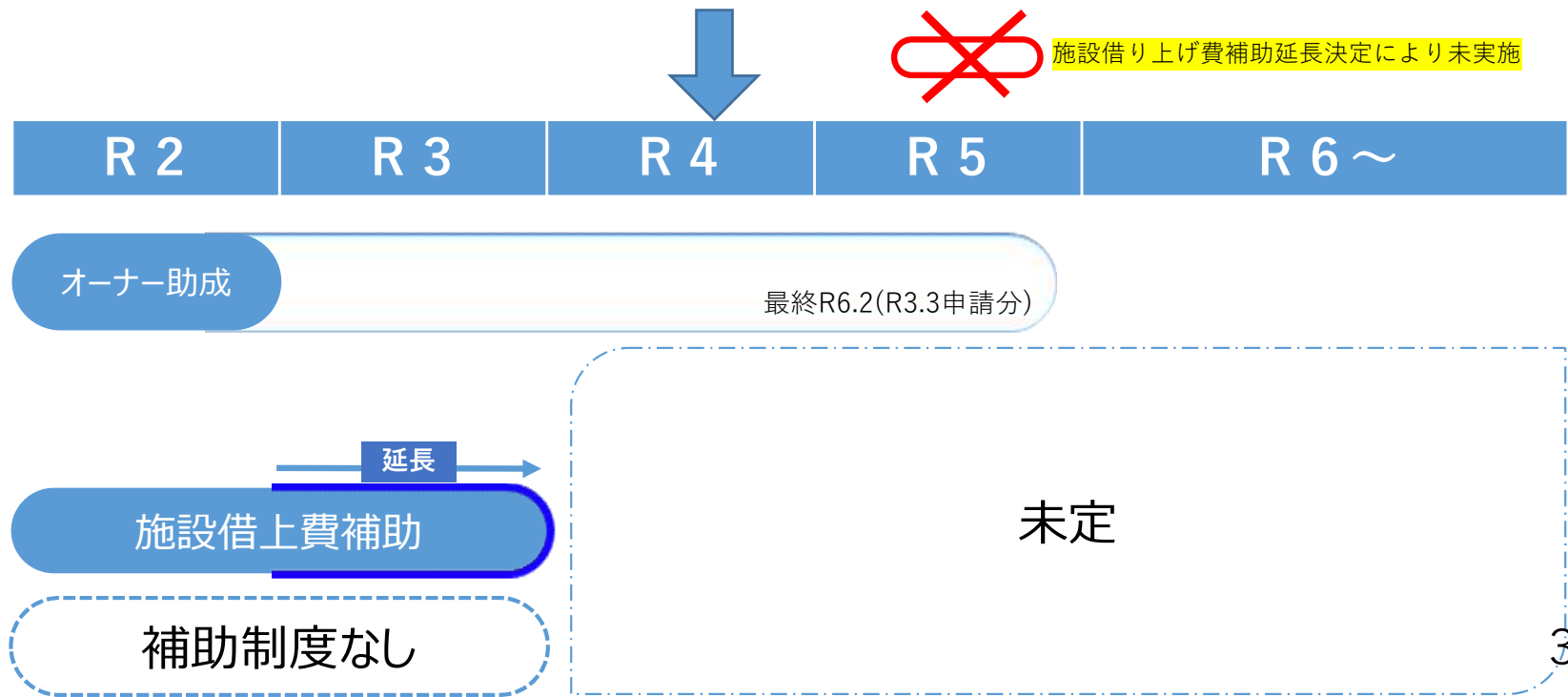


### 延長決定後

R 2以降設置  
新設GH

R 1以前設置  
施設借上費補助対象GH

R 1以前設置  
施設借上費補助対象外GH



未定